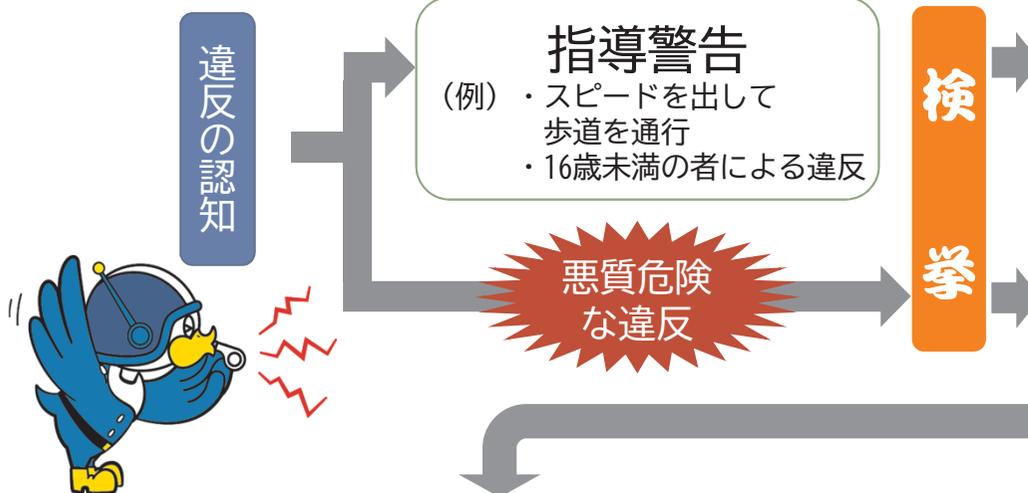


自転車の違反への交通反則通告制度（青切符）導入後の指導取締りについて

青切符の導入前後で変わらず、指導警告を基本



重大な違反や事故を起こしたとき→**刑事手続**

- (例) ・酒酔い運転・酒気帯び運転
- ・違反により実際に交通事故を発生させる

16歳以上の者による反則行為→**青切符**

- (例) ・スマホを持って画面注視や通話をする
- ・信号無視で交差点に進入し、相手にブレーキをかけさせる



R8.4.1から追加

青切符で検挙になる対象となる場合は？

反則行為の中でも重大な事故につながるおそれが高い違反

即検挙



遮断踏切立ち入り



自転車制動装置不良



ながらスマホ

違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険性が高まっているとき



(例) 信号無視をして相手車両に急ブレーキをかけさせたとき



(例) 傘を差しながら一時不停止をしたとき

警察官に違反を指導されているにもかかわらず、あえて違反をしたとき



(例) 警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



(例) 前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまなく信号無視をしたとき



自転車への青切符制度や、交通ルールをまとめた資料を作成しました。



警察庁作成
「自転車ルールブック」
全53ページで
すべてを網羅！



長野県警作成
「自転車のルールブック」
全12ページで
重要な点を抜粋